

成年後見制度利用

「支援事業の拡充」を求めます!

だれもが成年後見制度を利用できる環境を実現するために。

すべての人の将来の不安を解消するために。

成年後見制度利用のため、
積極的な市町村長申立を!
福祉をはかるために必要なケースは
速やかに家庭裁判所への申立をしてください。



資力がない人のため、
成年後見人の報酬助成の
対象の拡大を!

市町村長が申立てた案件や生活保護世帯、
非課税世帯に限定しないでください。



県内すべての市町村において
支援事業の予算拡大を!
厚労省の参考単価(施設入所者18,000円、
在宅生活者28,000円)を目安にしてください。



県内すべての市町村において
HP等で助成基準及び
助成申請方法の公開を!

支援事業における実態調査を実施し、
事業内容を公開してください。



■奈良弁護士会 Tel.0742-22-2035

■奈良県司法書士会 Tel.0742-22-6677

■公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート奈良支部 Tel.0742-22-6707

■一般社団法人奈良県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ・なら Tel.0742-81-8213 専用ダイヤル Tel.090-4275-8107